

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に

基づく事務の範囲を定める規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和2年3月25日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく
事務の範囲を定める規則の一部改正の概要

1 改正の概要・理由

愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正に係る規定の整理

愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正

市町村が処理することとされている教育委員会の権限に属する文化財の保護等に関する事務を、市町村が処理することとされている知事の権限に属する事務として定め直したことによる項目の削除

2 改正の内容

引用条項の項ずれに伴う規定の整理

「別表十三の項」を「別表五の項」に改める。

3 施行期日

2020年4月1日

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則（平成十二年愛知県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「別表十三の項（一）」を「別表五の項（一）」に改め、同表二の項中「別表十三の項（二）」を「別表五の項（二）」に改め、同表三の項中「別表十三の項（三）」を「別表五の項（三）」に改め、同表四の項中「別表十三の項（四）」を「別表五の項（四）」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正新旧対照表

愛知県教育委員会事務処理特例条例（平成十二年愛知県条例第十八号。以下「条例」という。）別表の上欄に掲げる人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるものは、別表の上欄に掲げる事務ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

新

別表

<p>一 条例別表五の項(一)に規定する職員の給与に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第三号)第九条第五項の規定により扶養手当の支給に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p>	略
<p>二 条例別表五の項(二)に規定する職員の給与に関する条例第九条の五第三項の規定により住居手当の支給に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p>	略
<p>三 条例別表五の項(三)に規定する職員の給与に関する条例第十一条第八項の規定により通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p>	略
<p>四 条例別表五の項(四)に規定する職員の給与に関する条例第十一条の二第四項の規定により単身赴任手当の支給に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p>	略

旧

別表

<p>一 条例別表十三の項(一)に規定する職員の給与に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第三号)第九条第五項の規定により扶養手当の支給に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p>	略
<p>二 条例別表十三の項(二)に規定する職員の給与に関する条例第九条の五第三項の規定により住居手当の支給に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p>	略
<p>三 条例別表十三の項(三)に規定する職員の給与に関する条例第十一条第八項の規定により通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p>	略
<p>四 条例別表十三の項(四)に規定する職員の給与に関する条例第十一条の二第四項の規定により単身赴任手当の支給に関し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの</p>	略